

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホの規定、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定、附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホの規定、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定、附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、適用日以後に終了

する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホの規定、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定、附則別紙様式第一号及び別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。